## 《研究ノート》

もので、それのみでは本病においてみられるような骨障害を

2

÷

1 タイイタイ病第一次訴訟 審判決にみる因果関係論下

中

田

嘉 之

事実的因果関係認定の論理 帰納的-統計的説明(第六十八巻第三号) 本判決の分析(第六十八巻第四号)

第一章

§ 1

(本号) 帰責的因果関係論

第二章 帰責的因果関係論

与を必要とするけれども、これらの因子は、カドミウムによ産、授乳、栄養摂取不足、内分泌の変調、老化等の因子の関 展するには、腎尿細管の再吸収機能障害のほかに、妊娠、出 って生じた腎尿細管障害を補助して骨病変にまで発展させる 細管障害であって、それから本病の一症状である骨病変に発 「本病の本態は、ファンコニー症候群と呼ばれる広範な腎尿

> は結局、 生のうえで、カドミウムを主役というならば、これらの因子 惹起させる性質のものでないことにかんがみれば、本病の発 摂取不足も多かれ少かれ農村に共通してみられたところで、 向は往時、特に農村一般にみられたところであり、また栄養 の戦争中や戦後かなりの間のそれは、国民全般が経験したと 特に本病発生地域のみに限られたことではなく、ましてさき は女性一般にとって大役であり、指摘されるような多産の傾 の叙上の廃水等を放流した行為と本件被害発生との間には相 避けるを得ない事柄であることを念頭におけば、被告会社等 しかのみならず、これらの因子のうち、妊娠、 従たる役割のものであるに過ぎない。 出産、

ウムだけを選び出し、「被告会社等の…行為と本件被害発生と 示が、これらの因子のいわば格付けを行なったうえで、カドミ していることは、明らかである。 の間には相当因果関係が存するものというべきである」と結論 の関与を必要とする、というのである。そして、これに続く判 ムの経口摂取のみによって起るものではなく、いくつかの因子 右の判示によれば、本病の一症状である骨病変は、カドミウ 八九頁四段目—九〇頁一段目。傍点筆者) 当因果関係が存するものというべきである。」(前掲判例時報 右の判示が、"なぜ---" という説明を求める問題に答えた

699

ものではなく、この問題には、82の冒頭で引用した判示のと

ることも、また明らかである。生じたといえるか』という問題:帰責的問題に答えたものであまりに答えたうえで、"被告会社等の行為に因って本件被害がおりに答えたうえで、"被告会社等の行為に因って本件被害が

ば、沢井氏は、次のように述べている。こういう疑問を提起しているものはないようにみえる。たとえているのであろうか。本判決に対する数多のコメント類の中で、たして、いわゆる相当因果関係説によって、帰責的問題を解いたして、いわゆる相当因果関係が存する」と判示しているが、は本判決は、「相当因果関係が存する」と判示しているが、は

なったうえでその中の一つを原因として選び出す、という考えたかし、相当因果関係説には、いくつかの因子の格付けを行わゆる相当因果関係にある」(傍点筆者) とは被告会社が当然に責任を負うべき通常の範囲すなわちい にこれら副次因子の介在は異常なものではないから、イ病発「これら副次因子の介在は異常なものではないから、イ病発

じるために満たされることを要する条件は何か、に注目される。 あ出すことに向けられている場合には、必ずその種の結果が生ものか、を知ることに関心が向けられる。関心がある結果を産み出したり、防いだり、抑止したりすることのできる工学などの応用科学(applied science)においては、何がある工学などの応用科学(applied science)においては、何がある工学などの応用科学(applied science)においては、何がある工学などの応用科学(applied science)においては、何があることを要する条件は何か、に注目される。

(working hypothesis) といえるかも知れない。

たいどういう原理によって帰責的問題を解いているのであろう以外の帰責の原理が横たわっている。然らば、本判決は、いっ

方は全然ない。右の沢井氏の所論の根底にも、相当因果関係説

与えることによってその価値を示す『実際に働いている仮説』 で、これが示される因果法則による説明のプログラムあるいは 該ケースにおいて満たされていることが示されるわけでないの 事象がなぜ起ったか、を理解させる。帰納的 – 統計的説明にあ なぜ起ったか、を説明する。帰納的 - 統計的説明は、説明を求いて満たされていることを示すことによって、該特定の事象がいて満たされていることを示すことによって、該特定の事象が スケッチたるの性質を有するものである、といえるかも知れな なく起るために必要な条件のすべて、およびそれらがいずれも とと、他に提示可能な説明のないことを示すことによって、該 っては、説明が求められている事象と同じタイプの事象が例外 められている事象が起るために必要な条件の満たされているこ an effect: nomically sufficient conditions) が該ケースにお (a set of conditions which are together sufficient to produce 因果法則の挙げている必要条件のすべて、すなわち十分条件 則(law of nature)である。演繹的-法則的説明は、こういう ことになる。"因果法則" は、こういう条件の群を示す自然法 ずるために満たされることの必要ないくつかの条件の群をいう 的結合関係(constant conjunction)の存することは、あると み出すことのできるもの:原因は、そういう結果が例外なく生 にそういう関係がある。よって、望む種類の結果を例外なく産 しても豨なことであって、たいていは、いくつかの条件との間 ある単一の条件と目的とする種類の結果との間にこういう恒常 それは、また、将来の科学的研究に新らしい有益な指針を

因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている(前因子の関与が必要のように考えられる」と判示されるいる、所とになる」と判示したうえ、「カドミウムのみが原因で本病ことになる」と判示したうえ、「カドミウムのみが原因で本病ことになる」と判示したうえ、「カドミウムのみが原因で本病の骨病変が生ずるか」と新たに問題を提起し、「……との報告があること等にかんがみると、…腎障害がさらに骨病変に発展があること等にかんがみると、…腎障害がさらに骨病変に発展があること等にかんがみると、…腎障害がさらに骨病変に発展があること等にかんがみると、…腎障害がさらに骨病変に発展があること等にかんがみると、…腎障害が必要のように考えられる」と判示されている(前因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている(前因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている(前因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている(前因子の関与が必要のように考えられる」と判示されている(前

件と正常な条件、II自由にして意図的な人間の行為(free deli-で派によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警文脈によって微妙かつ複雑に変わるので、単純化のし過ぎを警戒しなければならないが、われわれの常識中には、とういう関係にあしなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければならないが、われわれの常識中には、「異常な条戒しなければなりである。

常か、は原因の問われる文脈との関係で相対的に決まる、とい る。ここで注意しなければならないことは、何が正常で何が異(e) ぞれ前者が原因として挙げられるものである、と一般化してい berate human action)とその他の条件、の対比があり、それ うことである。第一に、たとえば、ある実験の成功・不成功が 火からの安全ということにかかっているため、細心の注意を払 通してみられる様相ではない。だから、『酸素が入り込んだこ の存在は、火災という異常な事態と研究室の平生の状態とに共 の存在しないことが研究室の正常な機能である。従って、酸素 少しも馬鹿げていない。こういう場合には、酸素を排除し酸素 だことを原因として挙げることは、普通の火災の場合と異なり、 て火災が発生した場合には、その実験過程中に酸素が入り込ん って酸素を排除しつつその実験が行なわれている研究室におい と』は、"ちがいをつくる" (making the difference) ものと考 でも、前提の相違によって、『正常』と『異常』の区別が変わ えられ、火災の原因とされるのである。第二に、同一のケース ずらっているが、平生は消化不良にならないのに、今回にかぎ ある。この場合、 は、彼が胃潰瘍に罹患していることをその原因と考えることが 妻は、夫が硬い鯨肉を食べたことを消化不良の原因とし、医師 ってくることがある。たとえば、胃潰瘍をわずらっている男の 化不良になっていないのに、この男だけがそうなったのはなぜ 師の問うていることは、『同じ物を食っても他の家族の者は消 り消化不良になったのはなぜか∥ということであるに対し、医 妻の問うていることは、『夫は、胃潰瘍をわ

きごと』という概念である、と述べている。 事例である一連の物理的変化をはじめにひき起す (initiate) で ぶに値するものは、"一定のタイプの事象間の一般的関係の 潜在しているが、そのうち中心的概念 (central concept) と呼 の常識的なものの考え方の中には三つの異なる因果関係概念が か』ということである。Hart と Honore は、また、われわれ

ふれた。被告会社の挙げている「特記すべき事情」は、 い特有の事情は何か、ということであることは、82において の:本病発生地域だけに共通し、かつ右地域以外にはみられな では、一人も本病罹患者が出ていないというちがいをつくるもた地域だけに本病が発生し、これらの川を一つへだてた向う側 を中心として東側の熊野川と西側の井田川の両支流にはさまれ ないから」(傍点筆者)と述べている。被告会社は、本病発生氏は、いみじくも、「これら副次因子の介在は異常なものではものの考え方にほかならない、とわたくしには思われる。沢井が明るみに出した右のようなわれわれの常識中に潜在しているが明るみに出した右のような いえるか、である。本件において問われていることは、神通川 し、問題は、どういう文脈で考えると、「特記すべき 事情」と と主張している(前掲判例時報三二頁二―四段目参照)。しか 日照時間の少なかったこと・労働過重等特記すべき事情がある、 地域の住民には、栄養摂取が悪かったこと・晴天日数ならびに や沢井氏をしてあのようにいわしめたものも、Hart と Honoré 横たわっていることは、一見して明らかであろう。後半の判示 冒頭に引用した本判決の判示の前半の根底にこういう概念が いずれ

> 、いい、いい、では一般にみられたところ」あるいは「な般にとって大役」・「農村一般にみられたところ」あるいは「な性一外の骨病変にまで発展せしめるのに必要な「因子」は、「女性一外の骨病変にまで発展せしめる んびとも避けることを得ない事柄」であること、すなわち、 誤っている。前記判示の後半は、『カドミウムの経口摂取』以 情である。被告会社の主張は、比較の対象地域ないしは時点を ″正常な条件″ であることを説示している。 本病発生地域にも右両支流の彼岸にも共通してみられる事

るから。 業を問わず通常人のものの考え方の中に潜在し共有されているましてや特定の個人が有している価値判断の規準ではなく、職 (四) ものであって、「常識的原理」(common-sense principle)であ 因識別の規準は、法に通暁した者のみが有している知識でなく、 件』あるいは『自由な意図的な行為』が原因である、という原 象の発生に必要ないくつかの条件(: 因子)のうち、『異常な条 いる。「当然にこうなる」の意味が明確でない けれ ども、本判(g) れば、わたくしは、前者を選ぶ。なぜなら、一定のタイプの事 シーによってそのように判断されたのか、と二者択一を迫られ 決の前記結論が当然に出てきたものか、それども裁判所のポリ 当然にこうなるものではなく、裁判所のポリシーによってその ところで、野村氏は、本判決の前記結論につき、「これは、

2 (ロ) Cf. Hart and Honoré, op. cit., pp. 22, 23. よないよ 「因果関係の証明上」本誌六六巻五号七二、七三頁参照。 「イタイイタイ病判決と鉱業法一○九条」法律 時報

:

ø,

らえている。

四六年一一月号五六頁。

(4) Cf. Hempel, "Aspects of Scientific Explanation" (19) Cf. J. Hospers, An Introduction to Philosophical pp. 349, 350; Nagel, op. cit., p. 561. 学哲学」〈藤川訳〉東京図書(昭四六)一五〇頁以下参照。 313; Scheffler, op. cit., pp. 22-24. トゥールミン「科 1967, pp. 292, 293; Braithwaite, op. cit., pp. 311-Analysis, 2. ed., London: Routledge and Keganpaul

(15) Cf. P. Gardiner, The Nature of Historical Explanation, London: Oxford U. P., 1968, pp. 6-12; G. J. Blackwell, 1966, pp. 103, 104; Hospers, op. cit., p. Warnock, "Every Event Has a Cause": in A. Flew (ed.), Logic and Language, series ii, London: Basil

を綜合的に考え、作用物質から人間側の条件までの全てを 的検討」判例評論一五四号四頁は、「疫学は、 因となりうるものを選択するという過程を経なければ決定 らいま一度法的評価をして、それら多数の因子から帰責原 法律上の因果関係は、その疾病の発生の帰責という観点か ら多数の因子と疾病との間に因果関係が存するとされるが、 含めて考察の対象とするから、多因的な結論となり、それ されないのである。」と述べ、この関係を一応は正しくと 好美・竹下「イタイイタイ病第一次訴訟第一審判決の法 疫病の原因

(ω) Hart and Honoré, op. cit., p. 31

九四頁以下参照。 歴史哲学者によっても、受け容れられている。ウィリア くる因果関係命題に似ている。Hart と Honoré の見解は、 (singular causal statement) である点で法律実務家のつ ム・H・ドレイ「歴史の哲学」〈神川訳〉培風館(昭四三) 歴史学における因果関係命題も、個別的因果関係命題

- (~) Ibid., pp. 33, 34
- Ibid., p. 2.
- 8 (9) 「イタイイタイ病判決をめぐって」ジュリスト 四八六 号一八頁。
- (2) Cf. Hart and Honoré, op. cit., pp. 86 87

言語」日本評論社(昭四〇)所収)二一二頁は、「理論的 な見地からは『原因』対『条件』の区別が相対的なアービ ービトラリーなもの」でないことを明言している。 右に参照した著書の八六頁と八七頁では、この区別が「ア を参照、と書いている。しかし、Hart と Honosé は、 in Law Quarterly Review, Vol. 72 (1956), pp. 83, 89 トラリーなものにすぎぬことを認めつつ……」と述べ、注 (3) や Hart and Honoré, "Causation in the Law", 碧海「哲学および法学における因果関係」(同氏「法と

## 論

これまで、本判決の事実的因果関係認定の論理と帰責的因

果関係論に対し、科学哲学的・論理学的見地からいろいろ検討

確実性とは、論理的にいって非常に異なること。 ういう文脈は、説明の文脈であって、そこにおいて求めら ―起ったか』が理解できるか否か、を問うていること。こ 係の一事例であることを示されることによって、〃なぜ― として主張されている事象とが経験を述べている一般的関 れるもの:説明力と予測の文脈において求められるもの: とか干渉的であるとかいえるものを求め、これと『結果』 事物の自然な状態にはみられないという意味で異常である という疑問に答えようとしているのであり、われわれは、 果:何か日常的なことからの異常なズレがなぜ起ったか。 し認定ということに従事しているとき、われわれは、〃結 訴訟において、われわれが事実的因果関係の証明ない

を加えてきた。その結果、次のことが明らかにされた。

´i) こういう説明力は、適切な統計的法則を援用し、該ケ 種の論証を行なっているものがあり、われわれが日常生活 納的論証であるにとどまらず、わが国の判例の中にもこの 分えられること。このような論証は、論理学的に正しい帰 よるも、これに匹敵する説明ができないことを示せば、十 ticular causal process)を説明し、6利用できる全証拠に 性があること (possibility of the occurrence of a par 示すことによって、⑷ある特定の因果過程の生起した可能 ースにおいてもその 『先行条件』 が満たされていることを おいて行ない受け容れている説明の形式であること。

.

(ⅱ) 本判決の事実的因果関係認定の判示のうち、疫学的見 容れる根拠として判示されていること。 動物実験結果の判示部分は、この説明が正しいとして受け 献にあらわれた慢性カドミウム中毒の研究の検討ならびに 的説明のパターンに合致する論証をしていること。外国文 であることを示そうとし、右(ⅱ)のような帰納的‐統計 の判示部分は、本件が右(i)の \*一般的関係\*の一事例 探究した結果、『カドミウムの経口摂取』を『原因』とし てとらえていること。臨床および病理学的見地からの検討 地からの検討の判示部分は、右(i)の『異常なもの』を

(w) われわれの常識中には、一連の物理的変化をはじめに れは、『常識的に考えて相当な因果関係』と解するほかな 決は、「相当因果関係」ということばを使っているが、そ 因とし被告会社に責任を負わせていること。従って、本判 な考え方によって、"カドミウムの経口摂取" を本病の原 合の本病発生のいくつかの必要条件の中から、この常識的 方があり、本判決は、科学的に本病の発生原因を考えた場 ひき起す事象: 異常な条件を"原因』とする原理的な考え

も誤りを含んでいないし、われわれの常識的なものの考え方に 決の行なっている論証は、 当長期間継続して高原川に放流したむ が正しい かぎり、本判 ば、『被告会社等はカドミウム等重金属類を含んだ廃水等を相 よって、本判決が証拠に基づいて作った個々の命題(たとえ 哲学的・論理学的見地からみて、何

なものはない。そこには、一つとして裁判所のポリシーに基づくものや、新奇をこには、一つとして裁判所のポリシーに基づくものや、新奇照せば、すべてあたりまえのこととして首肯できるものである。

科学的論証や科学的厳密性ということに対する誤解ないし無知 減しようという提案や本件における被告会社の主張の根底には′ て、ばらばらな知識を体系化し、未知の事象について信頼する が横たわっているように思える。科学は、一般的な法則を樹立 たへいり、、、 未だこのような発展段階には到達されていない。科学的なもの 理必然的(演繹的)に証明ないし説明されるであろう。これは、 がなぜ起ったか、はあたかも数学的計算を行なうようにして論 にヒエラルヒー化されておれば、法則の相互関係や特定の事象 法則が数学上の体系のような演繹的体系 (deductive system) に足る予測を可能にすることを目標としている。数式化された 数学の行なうような演繹的論証だけが科学的なものであるわけ いうことであって、 method)により樹立されテストされているものかどうか、と と非科学的なものとを区別するのは、科学的方法 物理学)ではこれが現実になっているが、大部分の分野では、 科学の理想であって、一部の進んだ自然科学の分野(たとえば、 わたくしには、公害訴訟における因果関係の証明の程度を軽 樹立された法則がなぜ成り立つか、を説明することによっ 数式化された普遍的なかたちをした法則や (scientific

> 実の単なる寄せ集めは、科学の名に値しない。科学は、感覚に にも、著しくせまい。こういう感覚によって直接感知できる事 結論に移転させるが、前提の内容を拡大することはできない。 含んでいる。われわれの常識も、また然りである。こういう確 よって直接感得しうる知識をはるかにひろげた確信(belief)を ではない。 従って、それのみでは、こういう根拠づけを行なうことはでき け容れられない。演繹的論証は、論理必然的に前提の真実性を 信は、何らかの根拠づけ (justification) を受けないかぎり、受 学的思考法は、洗れんされた常識的思考法にすぎない。(ユ) って直接感得された知識の単なる寄せ集めにすぎなくなる。科 しての地位を否定すれば、われわれの常識も科学も、感覚によ て前提の内容を拡大する帰納的論証である。帰納論理に論理と ない。それを行なうことのできるのは、論理必然性を犠牲にし (-) Cf. Nagel, op. cit., Chap. 1; Braithwaite, op. cit., pp. 5—11. アーネスト・ネイゲル「科学の性格と目標」 Chap. I; Salmon, Foundations of Scientific Inference, 〈武田訳〉(前掲「現代の科学哲学」所収)。増山「法律の 人間の五感のおよびうる範囲は、時間的にも空間

世界と科学の世界」ジュリスト四八四号参照。〔完〕